

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p>内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 心臓血管・呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 <u>臨床工学科</u> 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部 看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p>内科 脳神経内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 <u>臨床工学科</u> 歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</p> <p>研究部～がん予防総合センター (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前条第1項に規定する部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>管理部 (略)</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p>内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 心臓血管・呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部 看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p>内科 脳神経内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</p> <p>研究部～がん予防総合センター (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前条第1項に規定する部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>管理部 (略)</p>

<p>診療部 (1)～(5) (略) <u>(6) 医療機器の管理及び操作に関する事項</u> 薬剤部・看護部 (略) 2・3 (略) 4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、地域連携・相談支援センター患者サポートセンター、緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。 臨床部 (1)～(5) (略) <u>(6) 医療機器の管理及び操作に関する事項</u> 研究部～がん予防総合センター (略) 5～8 (略)</p> <p>第17条の3 (略)</p> <p>(業務調査員)</p> <p>第17条の4 <u>経営企画課に業務調査員を置くことができる。</u> <u>2 業務調査員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</u></p> <p>第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 管理部 (略) 診療部 (臨床部及び研究部を含む。) 診療部長 (臨床部長及び研究部長を含む。) 科部長 科医長 診療放射線技師長 診療放射線副技師長 臨床検査技師長 臨床検査副技師長 <u>臨床工学技士長</u> リハビリテーション技師長 リハビリテーション副技師長 薬剤部～教育研修センター (略) 2～7 (略)</p> <p>附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>診療部 (1)～(5) (略)</p> <p>薬剤部・看護部 (略) 2・3 (略) 4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、地域連携・相談支援センター患者サポートセンター、緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。 臨床部 (1)～(5) (略)</p> <p>研究部～がん予防総合センター (略) 5～8 (略)</p> <p>第17条の3 (略)</p> <p>第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 管理部 (略) 診療部 (臨床部及び研究部を含む。) 診療部長 (臨床部長及び研究部長を含む。) 科部長 科医長 診療放射線技師長 診療放射線副技師長 臨床検査技師長 臨床検査副技師長 リハビリテーション技師長 リハビリテーション副技師長 薬剤部～教育研修センター (略) 2～7 (略)</p>
--	---